

ヘルパーステーション モア 世田谷瀬田 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 more が開設するヘルパーステーション モア 世田谷瀬田（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するためには、人材及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「訪問介護従事者」という。）が、要支援、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 事業所の訪問介護従事者は、要支援、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および介護、その他必要な援助を行う。
- 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、その目標を設定し計画的に行う。
- 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めるものとする。
- 事業の実施にあたっては、利用者の市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、居宅介護支援事業者への情報提供を行う。
- 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 ヘルパーステーション モア世田谷瀬田
- 所在地 東京都世田谷瀬田1-20-14 メゾンⅡ 102号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 管理者（常勤1名）
管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護及び日常生活支援総合事業等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問（予防）介護計画書の作成等を行う。
- 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上（サービス提供責任者含む）
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 午前 9 時から午後 6 時
- 3 サービスの提供は 365 日行う。

(指定訪問介護の提供方法、内容)

第 6 条 指定訪問介護及び日常生活支援総合事業等の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。

提供方法は次のとおりとし、指定訪問介護及び日常生活支援総合事業等を提供した場合の利用料の額は別紙料金表によるものとし、当該指定訪問介護及び日常生活支援総合事業等が法定代理受領サービスである時はその 1 割または 2 割または 3 割の額とする。

1 身体介護

食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、更衣介助、体位交換、通院介助、
その他()

2 生活援助

食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、その他()

3 相談・助言に関するここと

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(通常の事業の実施地域及び利用料その他の費用の額)

第 7 条

- 1 通常の事業の実施地域は世田谷区の地域とする。
- 2 訪問介護事業及び日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。
- 3 ご利用者の都合でサービスを中止(キャンセル)する場合は、自己負担額の 10 割のキャンセル料を申し受けすることになります(緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。日常生活支援総合事業の月額包括払いを利用されている場合は、このキャンセル料金は発生しません。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第 8 条

- 1 指定訪問介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して訪問介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別介護計画の作成等)

第 9 条

- 1 指定訪問介護の提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった訪問介護計画を作成する。
- 2 訪問介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、訪問介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第 10 条 訪問介護従事者は、指定訪問介護及び日常生活支援総合事業訪問介護サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該指定訪問介護について、介護保険法第 41 条第 6 項又は法第 115 条 45 項の 3 の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(契約書の作成)

第 11 条 訪問介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条

- 1 訪問介護従事者等は、指定訪問介護及び日常生活支援総合事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護及び日常生活支援総合事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問介護及び日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅支援事業者等に連絡すると共に必要な措置を講じるものとする。
- 4 利用者に対する指定訪問介護及び日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画 (BCP))

第 13 条 感染症や自然災害の発生時には通常のサービス提供が困難になることが予測されるため、感染症及び自然災害発生時の業務継続計画 (BCP) を策定し、それに基づいた対応をします。また、年 2 回の委員会の実施、職員に対しての定期的な研修・訓練を実施し、有事において迅速に行動できるよう準備します。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 14 条

- 1 訪問介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 訪問介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
- 3 感染症等の予防及び蔓延の防止のために、感染症対策の担当者を選定し、感染症対策の指針を整備、年2回の感染症対策委員会の実施、職員に対しての定期的な研修・訓練を実施し、有事において迅速に行動できるよう準備します。

(事故処理)

第15条

- 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、事故が発生した際にその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

(個人情報の取扱い)

第16条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
 - (4) 前項(1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

(その他運営についての留意事項)

第19条 従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
 - 三 個別研修 年12回
- 2 事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社moreと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

令和3年11月1日 改定
令和6年7月1日 改定
令和7年9月1日 改定

利用料金 1割負担者用

令和6年7月1日改定

訪問介護費 料金表(1級地)

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額 (1日につき)
身体介護	20分未満	163	1,858 円	186 円
	20分以上30分未満	244	2,781 円	279 円
	30分以上1時間未満	387	4,411 円	442 円
	1時間以上	567	6,463 円	647 円
	1時間を超えて30分を増すごとに	82	934 円	94 円
生活援助	20分以上45分未満	179	2,040 円	204 円
	45分以上	220	2,508 円	251 円

* 夜間(18:00～21:59)又は早朝(6:00～7:59)の場合 上記単位数の25%増

* 深夜(22:00～5:59)の場合 上記単位数の50%増

* 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

* 上記単位数に特定事業所加算(加算 I)20%が加算されます。

【その他加算】

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額
✓	初回加算	1月につき	200	2,280 円
✓	緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	100	1,140 円
✓	介護職員等処遇改善加算 I	1月につき	介護報酬 総単位数 × 24.5%	左の単位数×1単位の単価

介護予防・日常生活支援総合事業費 料金表(1級地)

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額 (1月につき)
総合事業訪問介護サービス	週1回程度 (要支援1・2・事業対象者)	1,176	13,406 円	1,341 円
	週2回程度 (要支援1・2・事業対象者)	2,349	26,778 円	2,678 円

【その他加算】

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額
✓	初回加算	1月につき	200	2,280 円
✓	介護職員等処遇改善加算 I	1月につき	介護報酬 総単位数 × 24.5%	左の単位数×1単位の単価

※ 厚生労働大臣、市区町村が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※ 利用者負担額(1割)の計算方法は【10割分の額 - (10割分の額 × 0.9(1円未満切捨て))】となる。

利用料金 2割負担者用

令和6年7月1日改定

訪問介護費 料金表(1級地)

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額 (1日につき)
身体介護	20分未満	163	1,858 円	372 円
	20分以上30分未満	244	2,781 円	557 円
	30分以上1時間未満	387	4,411 円	883 円
	1時間以上	567	6,463 円	1,293 円
	1時間を超えて30分を増すごとに	82	934 円	187 円
生活援助	20分以上45分未満	179	2,040 円	408 円
	45分以上	220	2,508 円	502 円

* 夜間(18:00～21:59)又は早朝(6:00～7:59)の場合 上記単位数の25%増

* 深夜(22:00～5:59)の場合 上記単位数の50%増

* 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

* 上記単位数に特定事業所加算(加算 I)20%が加算されます。

【その他加算】

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額
✓	初回加算	1月につき	200	2,280 円
✓	緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	100	1,140 円
✓	介護職員等処遇改善加算 I	1月につき	介護報酬 総単位数 × 24.5%	左の単位数×1単位の単価

介護予防・日常生活支援総合事業費 料金表(1級地)

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額 (1月につき)
総合事業訪問介護サービス	週1回程度 (要支援1・2・事業対象者)	1,176	13,406 円	2,682 円
	週2回程度 (要支援1・2・事業対象者)	2,349	26,778 円	5,356 円

【その他加算】

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額
✓	初回加算	1月につき	200	2,280 円
✓	介護職員等処遇改善加算 I	1月につき	介護報酬 総単位数 × 24.5%	左の単位数×1単位の単価

※ 厚生労働大臣、市区町村が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※ 利用者負担額(1割)の計算方法は【10割分の額-(10割分の額×0.9(1円未満切捨て))】となる。

利用料金 3割負担者用

令和6年7月1日改定

訪問介護費 料金表(1級地)

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額 (1日につき)
身体介護	20分未満	163	1,858 円	558 円
	20分以上30分未満	244	2,781 円	835 円
	30分以上1時間未満	387	4,411 円	1,324 円
	1時間以上	567	6,463 円	1,939 円
	1時間を超えて30分を増すごとに	82	934 円	281 円
生活援助	20分以上45分未満	179	2,040 円	612 円
	45分以上	220	2,508 円	753 円

* 夜間(18:00～21:59)又は早朝(6:00～7:59)の場合 上記単位数の25%増

* 深夜(22:00～5:59)の場合 上記単位数の50%増

* 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

* 上記単位数に特定事業所加算(加算 I)20%が加算されます。

【その他加算】

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額
✓	初回加算	1月につき	200	2,280 円
✓	緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	100	1,140 円
✓	介護職員等処遇改善加算 I	1月につき	介護報酬 総単位数 × 24.5%	左の単位数×1単位の単価

介護予防・日常生活支援総合事業費 料金表(1級地)

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額 (1月につき)
総合事業訪問介護サービス	週1回程度 (要支援1・2・事業対象者)	1,176	13,406 円	4,022 円
	週2回程度 (要支援1・2・事業対象者)	2,349	26,778 円	8,034 円

【その他加算】

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額
✓	初回加算	1月につき	200	2,280 円
✓	介護職員等処遇改善加算 I	1月につき	介護報酬 総単位数 × 24.5%	左の単位数×1単位の単価

※ 厚生労働大臣、市区町村が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

※ 利用者負担額(1割)の計算方法は【10割分の額-(10割分の額×0.9(1円未満切捨て))】となる。